

小笠原島紀事

十三

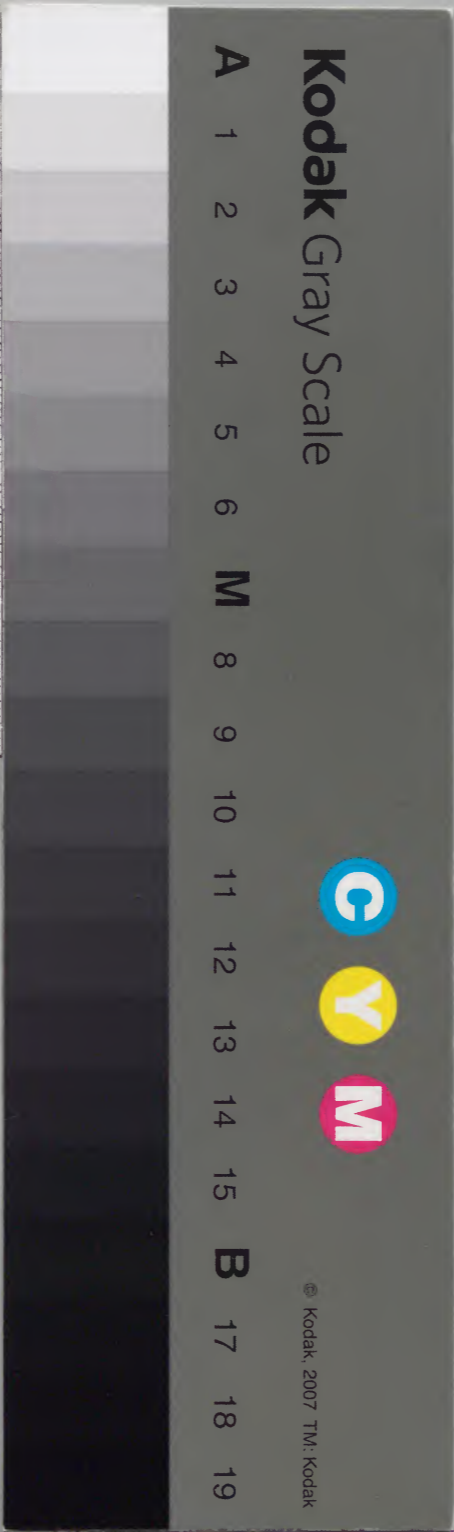
和一九三三號

文久三年四月  
至同年十月十  
三日

第七五號  
第一門  
第二類

庫文閣内		
二七二函	一四一六五	和
三架	三三冊	類

内閣文庫	
番號	和 14165
冊數	33 ( 15 )
函號	271 69



Faint vertical text on the left page, possibly bleed-through from the reverse side.

山笠踊馬  
山笠踊馬  
山笠踊馬  
山笠踊馬

小笠原島紀事卷之十三

○同廿四日 目錄

○文久二年

○中濱萬次郎奉命小笠原島近海ニ於テ捕鯨

創業之權輿

○三月

日時未詳

萬次郎於小笠原島鯨漁之費用金

借用一件

○同松浪權之丞林和一郎捕鯨船乗組豫備金

小笠原島

携帶證券

○四月廿二日平野船雇入水夫小笠原島在留  
亞人ウイレルムスミス並同島在民シヨ  
シホーツン犯罪崖畧

○同廿三日乘組外國人等紀明書

○同日罪人兩人囚虜扇浦官廳へ護送

○同廿四日乘組之外國人等スミスガ竊盜ヲ

小笠原訴告之書

○同日罪人兩人ヲ横濱ニ引渡同國岡士へ可

○交付決議ニ因テ島中在民等カ所存ヲ問

○同無異存ノ答書

○同ホーツンカ履歷

○同ホーツンカ所有地シヨトジシメスへ沽

○却並諸品ヲ取纏船中へ携帶等ノ崖畧

○同魯船ヨリ依頼同船水夫英人並平野船雇

○水夫亞人等ノ水夫便船許容

小笠原

○五月朔日平野船小笠原島出帆松浪權之丞  
林和一郎阿部將翁等ヲ始罪人二人外便船  
之外國人並小笠原島へ出稼ノ八丈島職人  
等乘組航于横濱

○同十一日横濱着船江府へ罪人及外國人引  
渡方申稟許可

○同日英亞等ノ便船人ヲ其國々岡士へ交付  
同亞國岡士へ應接罪民二人ヲ引渡

○同月日時未詳外國奉行連署シテ古罪人一件及  
便船外國人引渡方並魯國岡士へ報知等之

○申稟へ此處に...

○同魯岡士へ書翰案...

○同指令濟二月右書翰魯岡士へ贈達...

○同廿二日亞岡士懇望二月再應中濱萬次郎  
松浪權之丞林和一郎等横濱へ出張ホ...

○一件談判岡士服從ノ顛末...

○七月七日亞公使閣老ニホーツ、ン小笠原島  
歸住ヲ請フノ書翰

○同外國局内議

○同廿四日右一件外國奉行注視之申稟草案

○ヲ作リシカトモ議變シテ廢物ニ属

○同廿八日前ノ申稟外國奉行柴田貞太郎カ

議論ニ因テ進達ヲ止ホーツ、ンカ歸島ヲ許

○シ難キ旨返翰ノ草案ヲ作

○八月四日返翰案文書ニ議論生リ再撰則稿

成

○同七日返翰案進達

○同返翰案

○同十三日外國局へ交還本日ノ日附ヲ加へ

○亞國公使へ贈達

○同十七日亞公使ホーツ、ンカ歸住ヲ許サ、

ルヲ憤リ條理不判然ノ書翰ヲ進出

○同書翰譯文

○同廿九日返簡案ヲ草

○同返簡ノ機會議論アリテ姑ク贈達ヲ止

○十一月十二日亞公使ヨリ仮公使館麻布善

福寺當夏ノ焼失ハ放火ナリト疑ヒ又英國

生麥一件ノ末已ニ當三月兵端ヲモ可開形

勢ニテ横濱動搖ノ時ニ當リ同所工商ノ若

共亞人ハ負債ヲ促シテ暴ナリト故障シ

加之小笠原島ホトクニハ無罪也ト主張シ

三件共ニ償金ヲ請フ百三十六号長文ノ書

簡到來

○同百三十六号來翰譯文

○同十三日去ル八月廿九日所草ノ返翰案本

日閣老へ進出

*[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]*

小笠原島紀事卷之十三

文久三年 清同治二年 四月六ツノ難事ノ生ニ

其一件ノ權輿ノ去年十二月越後國蒲原郡村

松濱ノ農民平野廉蔵所持ノ船ヲ幕府ノ勘定所

ニ雇ヒ上ケ縣令江川太郎左衛門鉄砲方手附普

請役格中濱万次郎鯨漁ノ台命ヲ奉乘組品川海

出帆本年正月九日小笠原島ハ入港漁業ノ為同

島ニ於テ在住及在留ノ外國人ヲ雇ヒ乘セ尚同





所在勤外國奉行支配同心松波権之丞小人自付  
林和一郎兩人モ其船ニ乗組小笠原島ヲ出船  
其近海ニ鯨漁ス抑鯨魚ノ多キハ太平海中此島  
ノ近洋ヲ以テ最第一トシ外國ノ鯨漁船モ此海  
洋ヲ目的ニ航リ來テ漁業ヲ為セリ然ル所以ニ  
小笠原島在住及在留ノ外國人等多クハ鯨漁船  
ヨリ來ル者ノミニテ既ニ去年七月亞米利加合  
衆國ノ鯨漁船第一等ノ官ルイスレズリー

モ妻兒ヲ携來テ同所ニ住居ヲ請フ同人モ佛蘭

西國ノ内モピア<sup>地名</sup>ニ生レ鯨漁ニ熟達ス因テ

亞國ノ鯨漁船ニ乘レリ然ルニ此近海ニ在テ鯨

漁ヲ開カハ必大益アラシム事ヲ圖リ且泰皇國ノ

人民ハモ授業シ開漁スル時ハ漁業盛大ナラシ

ム必セリト較計在民セーボレガ所有ノ地ヲ購

請シヨリ如此ト居ヲ願フ事トハナリシ也因テ

其所請ニ任セト居ヲ許容ス然ルニヨリ同年十

月十一月ノ比ヨリ在住ノ外國人ヲ雇ヒ又八丈  
島ヨリノ移民等ニモ其方術ヲ教授シ港内ニ入  
来ル數尾ノ鯨ヲ捕リ獲ント專漁業勉勵ノ半万  
次郎平野船ヲ乘来第一ニルイイスレズリイヲ  
漁者ノ魁首ト定メ雇ヒ入レ彼モ雇ニ應ジ乘組  
一船協力其業ヲ勉強シ或ハ東ニ航リ或ハ西ニ  
航リ又或時ハ小笠原島ニモ歸港シ内外ノ人民  
競テ試業ヲ勵ミ傳習ヲ功漸ク成リ移民等モ捕

鯨ノ技術ヲ得タリ因テ出船捕鯨ノ現業ヲ開ク  
ベシト商議シ同三月中旬開業ノ準備ヲ整へ會  
計ヲ算當メ自然不足アラシカト豫備ノ洋銀ヲ  
借用ス拜借奉願候書付

洋銀貳百枚

右者此度鯨漁所用ノ一々異哉外國人ト相雇持来金  
夫引足不申ルニ月小笠原島所備金ノ内洋銀貳百枚拜借奉

預候度実正三序在候返泳之儀天海帆次等返納可仕  
候已上

文久三亥年三月

中島一万次郎印

外國方

又権之丞和一郎ノ兩人ヨリモ不意ノ豫備トシ  
テ洋銀千弗ヲ携帶ス其預券左ノ如シ  
請取申濟用意用銀之事  
一洋銀千枚

右者世及出島百姓共ニ寛漢傳習所用トシテ平野船ニ乘

組被差出ルニ舟多ク大洋航海如何程之儀一有之モ難計也

二月用意トシテ書面ニ洋銀以渡去成候ニ至五十月時迄之儀

多拂儀モ有之ル所共ニ五人打合五斗以帆之序委細下立也

之為念渡九者仍如件ニ

計三亥三月十四日 林 和了郎印

松浪権之丞印

小花作之助及

益田啓之助

系 又 士 氏 後

権之丞和一郎が鯨漁船ニ乗組シ事ノ所以ハ八丈島ヨリノ移民等ニ捕鯨ノ業ヲ傳習サセシムベシ因テ在勤ノ内差副勤情ヲ監スベキ旨ノ下知アルヲ以テ外國方ヨリ権之丞之ニ役シ監察方ヨリ和一郎之ニ役ス兩人其指揮ニ随ヒ乗船ノ準備ヲ為シ事全ク整ヒシカバ一同乗組頗テ

小笠原島ヲ出船シ近傍諸島ノ環海ヲ運轉シ捕鯨スル事三十余日此日間ニ鯨魚ニ尾ヲ獲タリ最早時候トラズト歸港ノ商議ヲ決シ四月二十一日ノ向夕小笠原島ノ港外ナル兄島ヲ海灣ニ碇泊スユノトヨクハ父島ナル宮ノ瀨ト相對シ其間十町ニ足ラザル近海ナルハ万次郎指揮シテ父島在住ノ外國人六人ハ一先銘々居宅へ歸ル事ヲ許可ス各其厚意ヲ深ク悦ビ明朝ノ歸船

ヲ約シ取物モ取敢ズ端船ヨリ上陸セシトスル  
 中ニウケルレムスミスト云ヘル者一人何ノ断  
 モ無ク已ガ勝手ニ荷物ヲ持出ントス彼ハ平日  
 ノ行状モ不正勤業モ亦不勉勵且不審ノ事モア  
 レバ確ト穿鑿ヲ遂ゲザル間ハ卒忽ニ荷物ヲ持  
 出サスベキニアラズト思量シ改テ暇ヲ不與限  
 ハ漫ニ荷物ヲ持出スベカラズト抑留ススミス  
 為方無<sup>カ</sup>々荷物ハ本船ニ<sup>カ</sup>給シ手ヲ空シクシテ上

陸ス彼ハ在住ノ無人ジヨトホ味ツント同居  
 セシカバ歸テホ味ツンニ万次郎演述不願味  
 云々ニテ船長我荷物ヲ抑留ス足下我ヲ援ケ無  
 故荷物ヲ取返サバ品物ノ半ヲ分所與フベシト  
 談合スホイツン眼前ノ利慾ニ心暗ラシミス  
 ガ依頼ニ同シ應援ヲ肯フスミス再ビホイツン  
 ニ對ヒ臨期加勢ノ方略ヲ問フホイツン微笑其  
 ハ無益ノ念也我汝ヲ援タレニ難キ事ヤハアル

將ニ荷物ヲ持出シトスル時若妨ケ止ムル者ア  
ラバ我短銃ヲ發テ妨者ヲ斃スベシ汝ハ其虚ニ  
乗テ荷物ヲ端船ニ運バ、我モ續テ飛乘リ共ニ  
懼ヲ立テ漕去ルニ子細アル事ナシト誇負ニ答  
フ然ラハ心易シト雀躍シテ悦ビ同宿ノジヨシ  
チヤルレスハ雷管ノ所持モアラハ與ヘヨト乞  
フチヤルレス所持無キ旨ヲ答フ斯テ其夜ハ明  
朝ヲ約シ各枕ニ着クカト思ヘバ短夜ハ習雞鳴

曉ヲ報レバ忽東天朗ニ明カタリ同廿二日ノ朝  
トナリ昨夕上陸ノ六人再ビ本船ニ至ルベシ互  
ニ相誘フ此時スミスト共ニ平野船ニ雇ハレタ  
ルセトムススミスヘモ荷擔ヲ請フセトムス首  
ヲ揮テ其ハ以テ外ノ拙策也本船入港ノ上船長  
ニ請ヒ受ケ荷物ヲ返シ與フベシ今日船ニ至ル  
事ヲ止ヨト止ムレドモ兼引ノ躰ナシ今ハ是非  
無シト各同伴シテ端船ニ至ルニホーツンモ共

夕霧集

夕霧集

ニ乗入シトスルヲ見ジヨシウイルレム之ヲ止  
メ本船固ヨリ人員足レリ足<sup>ソ</sup>下来<sup>コ</sup>ルトモ用無キ  
ハ必セリ歸リテ休息然ルベシト説示セドモ心  
ニ一物アレバ強テ乗入<sup>イ</sup>我人手ノ有無ヲ論スル  
ノ意ナシ只スミスガ荷物ヲ取返ス為ニ至レバ  
其時ニ臨ミ汝等船長ニ荷擔スル事ナカレト云  
衆其言ニ應スル者ナシスミス側ニ在テ我今日  
荷物ヲ取返スヲ妨ケ我ニ敵對スル者アラバ撃

外務省

殺スベシト誓レドモ余彼ガ平日ノ所行ヲ憎  
ハ深々可<sup>レ</sup>否<sup>ク</sup>ヲ言フ者モカケレドフ井レツガホ  
トベシ其事ノ非ナルヲ説キ何レニモ今日本船  
ハ乗ルハ拙シト充分言テ盡シテ止<sup>ル</sup>シカバ亦  
トツシモ理非ノ説諭ヲ側聞シ其理ニ衣服<sup>シ</sup>テ  
シ今ハ歸ラン志ヲ起シ其旨ヲ奏言スミス尚  
喋々言ル内ニ端船本船ニ着キ各乗移ルニジヨ  
シウイルレムハ獨リ貽リテ端船ヲ本船ニ繫キ

外務省

左<sup>ト</sup>之<sup>カ</sup>右<sup>ク</sup>之<sup>シ</sup>テ後<sup>ト</sup>ヨリ乗移ラシト猶<sup>ト</sup>豫スル内ホ  
 トツシハスミス等ト共ニ續キテ船ニ上ラシト  
 スル時過テ短銃ヲ端船ニ取落シ心ヅキナク乗  
 移リウイレルレム一人アリテ其短銃ヲ拾取上  
 見レバ玉ヲ込<sup>コ</sup>タリ是ハ危殆事也ト潮ヲ汰<sup>ツ</sup>ギ火  
 氣ヲ止メ本船へ携上リ万次郎ニ最初ヨリ入事  
 情ヲ耳<sup>サ</sup>語<sup>ヤ</sup>忠<sup>キ</sup>告<sup>ツ</sup>短銃ヲ遞與ス万次郎スミスホト  
 ツン等ガ亥悪ヲ聞大ニ驚キウイレルレムガ心<sup>タ</sup>利<sup>ラ</sup>

且忠告ノ實意ヲ感歎シ密ニ兩人ヲ召捕ヘント  
 其手配ヲ為スホトツン時間十五分許過ウイ  
 レハガ所ニ来リ短銃ハ如何セシヤト問フウイ  
 ルレム其言ヲ聞汝火器ヲ携當船ニ来ルシハ最  
 モ暴逆ノ所業也若過テ死傷アラバ汝ガ罪ハ汝  
 ヲ責ムベケレドモ死傷ノ者ハ汝ヲ責テ返ニ非  
 ズト太ク詈リ叱シナム万次郎指揮シテスミス  
 ホトツンノ兩人ヲ連来ラシメ事ノ顛末ヲ糾明



スルニスミス已が昨日抑留セラレ、シ荷物ヲ取  
歸ラン為ホーツンヲ談合自然妨テ止ル者アラ  
バ短銃ヲ以テ防クベキ用意ナリシヨシ明白ナ  
ルヲ以テ扇ガ浦ナル官廳ニ送ルベシト直チニ  
兩人ヲ召捕尚傭乗セシ外國人等ヲ呼出シ見聞  
ノ行状包ミ密ス事ナク明白ニ申禀スベシト糾  
問ス其口書左ノ如シ

於二見港千八百六十三年第六月九日  
皇曆四月廿三日

ベンジヤムウヰルムス申ロ  
魯船之病人

一 我シヨーチホーツンの家まで聞ルリ○ウイルムスミス、シヨーチ  
チホーツン不向イフ汝船中ニ行我櫃を渡取ル助力共櫃  
中ホキ子品物半ヲ汝ヲ与ヘト又ホーツン不向ク問ふ○何を  
汝ハ持来ヤ○ホーツン不我ト短筒ヲ持来汝の櫃を渡  
取ニ妨るものありハ我其刃ヲ打破るべし  
シヨシチャルレス申ロ  
大村ケレ方同居人  
一 シヨーチホーツン船ヲ行人トシテ我カ雷管ヲ乞ヘリ我彼ホ

いふ○我々女一の所持もなしと着意も法く家内を  
穿鑿せしむる人々せしは、○再いふ我亦女一ツも  
所持せざり

セームスミス申口

ヲロホー鯨猟船より上陸し無人

一ウイルレムスミス我子乞ふ○我汝と目録し彼の荷物を

渡取子助力せよと○我彼より甚儀ハ不我併船入

港せハ我船中より汝の為不船を乞はん今日船中

不行事なうれと諭せり

フ井レツポホーベン申口

中瀬に雇上ル黒人ヲロホー船

一我ハフリク船附屬し楫取し主人なり我ウ井レムスミスが是

迄の事業を充分に知ぬ故にフリク船より事なれと

諭せりホーツン母事を聞くと云く我この友船より事なり

ハ過るなり○我彼より汝我を救まば何雨なりとも

上陸さるべし○ウ井レムスミスホーツンに向ふハ恐る

事なれ若誰か我方に敵對せば我亦之を打倒さべし

シヨシウ井レム申口

奥村ニ孫兵衛ホルトカル人

一我ホーツニはいへり我ホの反船ハ水夫充かあるは、汝ハ  
 仍さる方へ船と○ホーツニいふ我子指を取らるべしと  
 船少陸を隔てし以○スミス我子いふ我荷物を渡す  
 一為子船中よりいふ汝必船を荷擔する事なるれ  
 ○我彼子いふ我何事をも組せ且彼不問ふ汝我楳  
 中に入並し呂おハ何事あるや○彼答ふ其楳置べし  
 一我彼の傍子至りて友船中不残りて友船の舳不  
 玉にせし短筒あるを見おせし友直ニ号を船中不

少不十分又ス十分をいり過るホーツニ来りて我不  
 問ふ○我其楳を以て何事をあせしや○我問ふ  
 楳減ると何事の事をいふや○彼答ふ我懐中より  
 取せし其短筒のこゝあり○我彼子いふ汝船中へ  
 其楳を指系せしハ不ばありと  
 以ベンジヤ、モ一キン申口  
 [大村フラホー方ミカナカ人  
 一我ウ井レムスミス友船ニ系組し水夫子咄を聞けり  
 我楳を渡する多め船中へ仍べし若我子手を滑る

よのあらば我まきを打殺さべし

右六人口書

以上六名ハ其聞ク所其見ル所ヲ陳述スル所口  
書ノ如シ其餘ノ者ハ其場ニ関係セザレハ子細  
ヲ知ラズト申稟ス本人等ガ白状傍人ノ申稟符  
合スレハ其罪可許ニ非<sup>ニスベキ</sup>ト<sup>アラス</sup>則願ニ送り船中ニ於  
テ糾明ノ詳細ヲ告ク在番ノ長吏尾花作之助罪  
人二名ヲ受取臈テ作之助ヲ始同心松浪権之丞

小人目舟林和一郎立會改メテ糾問ヲ加フ兩人  
今更陳スルトモ免ルベキ形勢ナラ子バ白地ニ  
白状ス殊ニ傍人ノ申稟モアレバ彌々悪人心術  
紛レ無レバ其儘空屋ニ推籠<sup>オシ</sup>出入ノ口ヲ鎖<sup>トサ</sup>シ三  
食ヲ送り與フ斯テ後乗組ノ外國人等ヲモ呼出  
シ見聞ノ始末ヲ糾問ス各申稟万次郎ガ告ル所  
ニ異ナラズ且スミスガ悪行今般<sup>コ</sup>ノ一車ノミニ  
非ズ偷盜ノ所業屢也ト訴フ因テ其證書ヲ進出

夕禮

廿七シム

一 皇六於小笠原島千八百六十三年六月十日

皇曆四月廿四日

以下下河子連名之者有之差出及澄盡之儀又日中人捕え

會、札一ウイルムスミス者九ニ系組洋中子放之諸品を

盗之儀お違之其洪品左記一初大連下仕候

セームススミス

フリッブリーエチホーベン

小入自負持味候儀、三會の、  
シヨシウイルム

一 友形附屬之小刀式丁

一 懷中小刀式丁

一 日本茶碗十

一 麻糸巻

一 帆木綿切レ長サ拾四フット式ツ

一 小綱一筋拾身ツ、三筋

一 小綱一筋拾身ツ、三筋

×

夕禮

ウイレムスミスが悪業如此判然ナル上ハ彼ハ  
勿論ホーツンモ他人ノ悪事ヲ助ケ殺人ノ器械  
ヲ携已ニ暴發ニ及ブベカリシニ臨期ニ至リ天  
網ノガレズ過テ其器ヲ脱<sup>トリ</sup>落<sup>オト</sup>セシヲ以事其場ニ  
至ラズト雖モ志ハ憎ムベキノ甚シキ者在斯  
亥悪ノ若ヲ在島サセシムルニ於テハ後日復如  
何ナル悪事ヲ為シ良民ノ害ヲ引出サシモ圖リ  
難ケレバ二人俱ニ當島ヲ追拂ヒ後害ヲ絶<sup>タ</sup>ベシ

ト商議シ在住ノ外國人等ヲ一同ニ徴出シス  
スホーツンノ西人ガ悪事ノ顛末ヲ説キ聞セシ  
カバ在島ノ外國人等モホーツンガ平<sup>ツ</sup>日ニ亥智  
アリテ人ヲナヤマセ總テ行状正シカラズ入ヲ  
煽動シテ良民ニ害ヲ為ス事尠カラズ且<sup>ヤ</sup>煽<sup>モ</sup>スレ  
バ殺伐ノ氣アルヲ憎ミ居タリシ折柄在斯悪行  
ノ發覺ヲ幸ニ旧新數件ノ確證ヲ挙ゲ亥悪ノ行  
跡ヲ訴フ然レドモ其訴へ告ル事件ハ既往ノ事

多クハ姑ク其罪ヲ問フ事ヲ閣キ眼前官府不  
用船ニ對シ其惡ノ暴行ニ荷擔スルノ事ナラズ  
火器ヲ携ヘ人ヲ殺傷セントス彼過テ其器械ヲ  
脱落<sup>トリアト</sup>サバリセバ幾千人カ此為ニ殺傷ヲウクベ  
キハ必セリ其惡心許スベキニ非ズ然ル其惡ノ  
者ヲ島中ニ居住ヲナサシムルハ後害ノ基因テ  
横濱へ連行シト欲ス各異存アリヤト問フ一同  
些異存無キ旨<sup>ヨシ</sup>ヲ答<sup>シ</sup>カバ後日ノ證<sup>シ</sup>ニ左ノ書

ヲ進<sup>出</sup>サシム

於小笠原島千八百六十三年第六月十日 皇曆四月廿四日

一番丸船長中濱万次郎父島在留ノ者へ申聞候ニテ  
ヨ一チホーツニ並ウイルムスミスニ夫人を連<sup>レ</sup>ル多<sup>ク</sup>異存  
有<sup>ル</sup>ニ其<sup>レ</sup>處<sup>ニ</sup>於<sup>テ</sup>初<sup>ニ</sup>月奉<sup>ル</sup>畏<sup>ル</sup>殊<sup>ニ</sup>右<sup>ノ</sup>夫人  
者夫日本一番丸ニ對シ海賊<sup>ノ</sup>之<sup>レ</sup>業<sup>ヲ</sup>働<sup>ク</sup>儀<sup>ヲ</sup>遠<sup>ク</sup>之<sup>レ</sup>  
依<sup>テ</sup>之<sup>レ</sup>初<sup>ニ</sup>月連<sup>レ</sup>印<sup>ヲ</sup>左<sup>ノ</sup>如<sup>ク</sup>

ナタニールセイウラリ

ケ 程 卷

ジョシンプラボー  
 ショージブラボー  
 アントローゼーキング  
 トーマシエッチフエブ  
 チレースリウ井ヤ  
 トームペ  
 ジヨシマルクイス  
 モウスジヨラス

此等自本洲東島業、ト、此島亞國トーマスデウ井ス  
 出令華五、三、此、至、此、此、セ、ム、ス、メ、ス  
 市、此、此、此、此、人、シ、セ、ス、ル、ア、ト  
 在島ノ若ドモ齊<sup>ヒトシク</sup>一如此ナレバ今ハ猶豫スベキ  
 ニ非ズト雖モ外國人ノ處分島中限ニ施行スル  
 ノ權無キラ以テ為<sup>トセン</sup>左ニモ為<sup>カクセン</sup>右ニモ江府ノ裁断  
 ヲ仰キ下知ニ任スベシト万次郎ニモ合議シ平

ケ 程 卷



野船ニ乗ラシメ榎之丞和一郎モ差副フベシト  
 高議大概定マリ先罪人等へ横濱へ連渡彼地ニ  
 於テ處分スベク豫メ其旨心得居ルベシト嚴達  
 ス抑シヨリテホトツシハ西曆千七百八十三年  
 皇曆天 第五月三日英國ウエーリントン  
 明三年 市街ノ内リコルンサイルト云ヘル地ニ於テ出  
 生シ今年五月三日ニ至リ満七十九歳ノ極老也  
 壯年ヨリ船乗ヲ業トシ其始亞國軍艦ブリモト

興船ノ水夫ト為リ皇朝嘉永六年 洋曆千八百  
 五十三年

同國コモドトルペルリ又島へ渡来ノ時ホホツ  
 シ病ニ罹リ同島ニ貽サレ永暇ノ身ト為リテ始  
 ハ洲崎村ニ居住其後今ノ大村ニ轉住ス妻子ト  
 テモ無レバ家ニ置ケル如童ハゲレガ子ニテホ  
 トツシハ全單身也然ル故ヲ以テ一度大村ナル  
 居宅ニ歸ル事ヲ許容アラバ些蓄へ置ル諸ノ調  
 度ヲ始メ一切ノ荷物ヲ取纏メ携行度且是迄ノ

持地千二百坪余ハ他人ニ讓渡シ全ク結括ヲ惹  
シ事ヲ恫願ス然レモ手放シ歸宅ヲ許スルキ若  
ナラ子バ護警ヲ附添シメテ其居宅ニ歸ルコト  
ヲ許容ス頓テ送ラレ大村ニ歸リ家内ノ雜物大  
小輕重ヲ擇バズ悉皆取纏メテ平野船ニ積入<sup>ツク</sup>家  
ニハ一物モ貽殘ナシ杞地ハシヨクシメスヘ  
商量シ價ヲ定メ讓渡シ最前筑後守水野忠徳ガ  
與ヘ置シ後證ノ杞地圖ヲモ俱ニ遞與ス因テ

ヨ由テ先是万次郎ヨリ給料ヲ過分ニ借受<sup>コ</sup>今般<sup>ヒ</sup>  
分十弗ノ洋銀ヲ返納スベキ約定ナリシカ下モ  
遽ニ地所ヲ購ヒ得其代價ヲホトツンヘ遞與セ  
バ忽返納ノ準備ヲ失フ因テ仰願暫時ノ猶豫ヲ  
ト歎訴ヘホトツンヨリ請取シ地圖及沽却ノ證  
券共ニ万次郎ニ預ク万次郎其情實然止難ク歎  
訴ノ旨ヲ許容シ地圖證券ハ請取テ小笠原島ノ  
官廳ニ進出以後ノ處分ヲ委托ス其他歸船ノ准

備鞅掌在央田冬魯艦船長ヨリ依頼シ差置タル  
 英國出生ノ水夫病者三人且本年三月亞米利加  
 鯨漁船ヨリ脱走ノ水夫三人並ニ平野船鯨漁中  
 雇入レノ亞人一人都合六人横濱マテ便船ヲ許  
 容アラバ着船ノ上銘々自國ノ岡士へ訴へ歸國  
 ノ方法ヲ商量シ毫末ノ厄害ヲ罹クベカラズト  
 在留外國人等モ俱ニ言ヲ副へ歎願ス因テ在廳  
 ノ兩役及方次郎モ其席ニ列リ可否ヲ商議スル

ニ今強クニ抑留シ滞在申自然不都合ノ事件生  
 ラバ所詮處置ニ面倒ヲ生スハ顯然在斯懸念ノ  
 種ヲ貽サシヨリ寧ロ彼ガ歎願ニ隨セ便船ヲ許  
 容シ横濱ニ連行自國ノ岡士ニ縁テ各本國ニ歸  
 ラバ後ノ厄害ヲ絶ツノ一益アルノミナラズ今  
 般ノ罪人兩人ガ罪状ハ親シク見聞シテ知ル者  
 ナレバ自然事ノ氷解シ難キ節ノ證據トモナル  
 ベシト便船ヲ許容スベキニ評決シ六人ノ者へ

横濱マデノ便船ヲ許ス且去秋八丈島ヨリ小笠  
原島へ出稼ノ職人七人疾ク其業全ク畢リ本島  
ニ返スベキヲモ乗組セ同廿九日権之丞和一郎  
雇醫師阿部将翁一同スミスホーツンノ兩罪人  
ヲ引連乗船シ翌レハ五月朔日小笠原島ヲ出帆  
同十一日横濱ニ着船直ニ上陸江城へ伺指令ヲ  
得兩罪人ヲ始便船セシ外國人ヲ引渡サント先  
英岡士ニ面接シ便船ノ英人二人ヲ渡シ請取ノ

横文ヲ収領尔後亞國岡士館ニ至リ岡士ニ面會  
シ便船人亞人一一人ヲ引渡シ次ニ権之丞万次郎  
和一郎スミスホーツンガ罪状ノ顛末委細演述  
右二人ニ島民等ガ申稟ノ口書ヲ添引渡ス岡士  
一五一十ヲ首肯シ尚スミスホーツンヲ鞠問ス  
ルニ其白状三士ガ縷述ニ毫末モ違フコト無レ  
ハ別段異議アルニアラズ慥ニ受取夫々相當ノ  
處分ヲ加フベシト答へ二人並ニ前ニ請取シ一

人ノ請取共夫々横文書ヲ差出ス三士之ヲ收領  
シ岡士館ヲ出ツ其後八丈ノ職人等ガ歸島ノ處  
分ヲ始メ彼是要用辦理ノ為横濱ニ滞留スル事  
五日漸ク事果同十六日ノ朝再ビ乘船同所出帆  
同日黄昏品川海ニ着船直チニ上陸外國奉行ニ  
就テ歸府ヲ報告シ島中ノ景況捕鯨ノ崖略其船  
ノ雇人スミス彼ニ荷擔ノ在島亞國人ホーツン  
等ガ罪狀其儘ニ閣難ク横濱迄連歸亞國岡士へ

引渡請取ノ横文書ヲ收領シ事件ヲ始其餘英亞  
兩國人便船ヲ懇願事情黙止難ク乗組ヲ許シ是  
又兩國ノ岡士へ引渡シ夫々請取ノ横文書ヲ收領  
事僉異議ナク濟々リシ顛末約言申稟携来ル數  
通ノ横文ヲ進出ス奉行左ノ書ニ横文ヲ添閣老  
豊前守松平信篤ニ進達ス

小笠原島々羅歸假支配向呂連假外國人  
引渡方其外申上假書片

竹内下野守  
菊地伊豫守  
大井美濃守

外務省

旧臘為鯨獵隊小笠原島に向出帆仕候に勘定所  
 内雇一番丸鯨漢取之儀於同島捕鯨相心得外國  
 人六人相雇縁方致し尚四月廿一日夕兄島湾碇泊  
 之節右取乗組取代官江川太郎左衛門手附中濱万次郎  
 雇置夫亞米利加人ウイルレムスミスと申者荷物風  
 呂袋包等無断取出上陸可致様子二月暇不美為  
 以前古品之難相渡次第申聞及度同日上陸致し  
 又島之内大村に在留致し及ジヨージホーツと申者

中合翌朝に至り短筒本相推乃本取に漕舟取端取  
 登夫節右短筒取處及二月相紀及度スミス取持之  
 道具渡方差拒候者有之及及時且之勢短筒可  
 打放積友人十合及振申聞右荷取之内ニ夫盜取  
 及品之も有之右之次第二月在島外國人一同申立  
 候者右ホーツの儀是迄致度悪事有之且スミス  
 儀も平生不直者ニ此上在島致居及及如何振  
 之企可仕も難計ニ及嚴討相成候振申立及得共

島内之番人附置取計方伺中、永其候差置ハカも  
 懸念不少依之同島所用向其外之事候申之旁  
 一番丸鯨澳カ船カ外國奉行支配同心一人内小人目月  
 一人内雇醫師一人乗組カ越之序前番式人之外  
 國人其船中召連カ越於橫濱亞米利加カコニシカ  
 可引渡積り謀合一同申談假折柄去冬魯艦船  
 長より病氣カ差置及英吉利出生之水夫式人  
 且當三月中亞米利加鯨澳船より出奔致カ及

水夫三人並鯨澳中相雇及亞米利加人等入於合  
 六人便船之儀、預出尤橫濱表込召連越及ハカ、  
 自國コニシカ申立迷惑掛万安者在當外國人一同  
 相殺假カ強る差留置不於合之儀相生及節去  
 詰り由手數相生候久顯然之儀之存一惡意申  
 合及友人證據カ可相成カ預之通便船差許カ  
 其外去秋八丈島不為出稼小笠原島カ差渡假  
 職人共七人言早所用跡在差返及積りカ以同船

致去ル朔日同島出帆同十一日横濱入津段  
前書之趣英臣コンシユル申談引渡ハ度夫之漢取  
書横文差出尤悪意申合假亞米利加人武人夫  
彼方於之罰方取計其方亞米利加コンシユル申聞  
假段去ル十六日夕品川沖入津鯨漢船系紐支配向  
其為申聞假然其夫魯西亞船より残置英吉利  
必生之水夫武人英コンシユル引渡之趣去追而  
魯西亞コンシユル船より申之ハ其板可仕假

依之右横文翻譯相添此段申上置張以上

五月廿一日 假奉 蘇州 蘇州 竹内下野守

菊地伊豫守

大井美濃守

魯西亞國岡士へノ書翰ヲ草シ左ノ申稟書ヲ副

進達ス

魯國岡士可差遣書簡之儀ニ付  
相伺張書付  
竹内下野守  
菊地伊豫守  
大井美濃守



今般小笠原島の支配向之若系組帰帆仕候鯨漢  
船より連載其魯國運送船水夫主人道日申上更廻  
其中国英國岡士引渡相済候處宣初同島渡  
會来之節魯國船長之差配を德上陸段ノ居方  
之儀二月英公使引渡相成及儀一應魯國岡士  
由達一由在方可有之尤鎖末之儀二月船共より  
查翰差之可然奉存候依之外国奉行申渡處  
何事も存寄無之二月書翰案取潤此版奉伺候以上

五月新書送  
船書翰案  
茶田  
以書翰申入候客歳我十月二十八日英國蒸氣  
運送船サントシヨドシンス  
小笠原島に残一置候英國出生之水夫主人へ  
リケレイニウイリアムス並チヨシロヘルトリ

夕務

亦子之病氣平愈二月吾邦鯨漁船右島より  
帆之并為系組本月九日同船金川港に到着  
し多しむ着帆之上と同港居留之本國岡士  
引渡し吳者根在島中より本人懇願致し居  
儀三月同船系組之士官より本月十七日英國神  
奈川在留岡士に引渡せり然る夫サントシヨドシンス  
船長より差出置書二通返却並英國岡士  
より差出書清取書寫相添此後其許心得之為

申入假謹言

文久三年五月 竹内下野守

菊地伊豫守

大井美濃守

六月十二日指令濟同日魯國岡士館へ贈達ス先

是ホーツン又例ノ狡黠ヨリ傲慢ニ慕リ女計ヲ

構へ岡士ニ如何ナル虚偽ヤ訴へケン五月廿二

日ニ至書翰ヲ以テ同人ヨリ告訴ノ趣アレハ彼

小務

ヲ小笠原島ヨリ捕来リシ士官ニ余一應面晤セ  
 許旨ヲ請求ス既ニ頃日岡士立會糾問シ本人等  
 ガ白状ニ因テ其罪状明白ナルヲ以テ無異議所  
 人ヲ受取置今復再應ノ面談ヲ請フハ義理及覆  
 スルニ似無益ノ處分ニ属スト雖モ請求黙止難  
 ク三士再ビ横濱へ出張シ岡士へ面會ノ上尚過  
 日陳述セシ兩人ガ罪状ヲ詳細ニ説聞スルニ岡  
 士ノ疑惑全散レ如此罪状判然ナル上ハ銘々相

當ノ罪科ニ處スベク已ニホーツンハ歸島ノ心  
 願アリト雖モ容易ニ歸島ヲ許スベキ者ナラ子  
 バサンフランシスコへ放遣ルベシト云テ事  
 愈氷解ノ鉢ナカラ若不徹底ニテハ後日必葛藤  
 ノ基也ト思慮シ此上不審アラバ問ニ于ベシト  
 問詰レ氏再問究ムヘキ事無シト答フ今ハ是迄  
 也ト三士ハ横濱ヲ發シ歸府顛末ヲ復命ス其後  
 七月七日亞國公使ヨリ左ノ書翰ヲ進出ス

第九十九号  
一千八百六十三年第八月二十日横濱  
閣下本不ある合衆國使臣館  
御老中不呈ス  
分余下件を台下告く囚人より  
無人島に此港送送り届られ  
米利加人シヨトシホー  
事明白にふり多るより之を  
余は

ホー  
右之島に  
今謹ん  
何時無人島に  
余は告給  
日本在  
合衆國  
ロベルト

合衆國ニストルレシテント

ロベルト

外務省

翌十日一覽濟返サル抑此書ノ文意前ニ岡士ガ  
返答ニ反覆シホーツンヲ無罪明白也トスルハ  
彼ニ欺カレシニヤ小笠原島ニ歸住サセニ事ヲ  
請フト云ヘ氏政道上ニ於テ許シ難シ彼等惡ニ  
與シ未ダ暴發セシニハアラ子ド已ニ其拳ニ及  
ントセシガ誤テ火器ヲ脱落<sup>トリオト</sup>シ惡計忽露頭捕縛  
ニ就亂問セラレ己ガ口ヨリ惡事荷擔ヲ逐一白  
状ス因テ其罪科許スベキニアラ子バ小笠原島

ノ住居ヲ止メ罪状ヲ詳細ニ縷述シ岡士へ引渡  
セシカバ岡士モスミスホーツンヲ鞠問シ罪状  
紛レ無キニヨリホーツン歸島ノ情願アレドモ  
決シテ歸住ヲ許スベキ者ナラ子バサシフラン  
シユスコニ放テ遣ルベシトノ返答ニ及シ有罪  
ヲ無罪トシ且追拂ヒシ土地ニ推テ歸住サセン  
トスルハ何ゾヤ加之彼島ニ高價ノ品物ヲ貽ス  
ト云ヘルハ全ク詐偽ノ申稟ニテ既ニホーツン

出島ノ際調度諸品ハ悉皆自身携来所有ノ耕地  
ハ證券ヲ副ヘテセムスニ譲リ其代價ヲ收領  
シ上ハ一物一品土地ハ錐ヲ樹ルノ地モ貽殘ノ  
モノナシ如此明白ナルヲ彼ガ舌頭ニ惑ハサレ  
在斯不條理ノ請求ヲ為ス公使ノ處置モ亦卒忽  
也今此書翰ニ表向回翰アリ氏速ニ服従スベカ  
ラズ因テ姑ク返翰ヲヒカヘ其以前面會シホ  
ツシガ詐偽ヲ辨解シ罪狀ノ顛末ヲ説諭サバ了

解方一端ニシテ其應答ニ因リ公然回答アル方  
然ルニ一評決シ同廿四日建議書ノ草案  
ヲ作り百七十七番ト題シ局中人廻出ス

亞國公使不美出候書簡之儀ニ申上候書付  
外國奉行

亞國公使より亦手前候方宛書簡壹封差出候間  
披封之上翻譯為彼一覽仕候處小笠原島居當  
同國人不持之儀有之同所遣支配向之の召

小笠原

外務省

外務省

捕連為同國コニシユル引渡候處彼方於ク吟味  
造之上彼國律ニ於ク罪狀無ク無捕者ニ月同島  
便私次身歸島為改渡股預出候趣ニ有ク一統同  
島之事夫亦國版圖ニハ中申旧来外國人共居  
苗改居候間亦開拓相成候共進拂候訳ニハ兼  
候間其候羈縻撫卹可被為在積ニ以各開港場  
為居苗外國人取扱方之見合ニ以亦條約面ニ從ヒ  
輪各其國法を以裁判為改居心得ニ而此度コニシユル

引渡候儀之處彼方於ク無捕者占結獄仕候上夫  
此方亦彼是美綺可申儀之無ク我ニ候得共右之者  
並平生之而亦も不直島内吏民共一同不復之上  
西開拓初之儀兎角ニ故障ク百發儀亦申立亦取  
歸筋相妨候根之舉勅亦も有ク之のニ月苗時役  
為引拂候上夫從更之儀ニも亦應候間此度之不  
均を幸ニ同島引拂ヒ申付且此度之始末ニ月  
島民一同より在島罷在候役之申立候趣も有

外務省

夕程

之何分多罪之也の古相見不申也。公使裁断之趣も  
公平之ハ難申間其既也返簡を以て亦浩去成可  
然我ニ夫也應候得共右ホ之入澤巨細取忍候共紙  
筆上之殘論ニ而夫自然徹底仕兼結句彼此法律差  
違也應候筋也。以條約上之論不相涉り候間彼  
方申分通々様也。處置相成候場合ニ至り同島退  
去之運不夫。至兼可申我且書中任私之儀も留時  
役も移民も引上振上之方分便候も有之百發

更候得共定初同島也開之。砌各國公使也。此布告之趣も  
有之候處高藤之也事件申入之。而夫也。不體裁之  
勿論役之引上候始末也。書簡上ニ盡載仕之。而夫  
後澄与相成事候。尔後外國政府より同島  
手入仕候儀之儀也。應為所申争之辭柄之。而夫  
牙一之金甌之缺也。二之海國間近ニ外國人足  
溜り出來之筋也。而夫要害ニ也。相拘り候儀成外  
可申我ニ。而夫書簡也。返簡之。處之。先不美也。而夫

夕程



引合序同人罪状之由未より便船之不却在述  
委細申諭程彼方應答ふより内返簡被る候方  
可然哉奉存其依之立合後、申談未書沃文相  
添此限申上候以上

外 國 奉 行 連 署

如此草案シ百七十七番ト題シ内廻ニ出セシカ  
ドモ又議變ジ同廿八日閣老連署ノ返翰ヲ草シ  
更ニ同番号ヲ以テ内廻ニ果シテ文案ニ議論ア

リテ同八月四日草案ヲ再撰シ復々内廻ニ及シ  
ナリ本年五月、下知ニ因テ小花作之助以下小笠  
原島出張ノ諸吏徴返サレ各出島ノ後ハ彼島主  
宰ノ官吏無ク又旧ニ復リ追々ニ来リ在留セシ  
島合ノ雜居假令ホーツン歸島ヲ檀ニストモ之  
ヲ拒絶シ追ヒ退クルノ権アルニアラ子バ誰カ  
ホーツンヲ謹責セシヤ其ヲ控クハ断然タル閣  
老ノ返翰ニアレバ十二分ニホーツンガ罪状ヲ

雷ノ方可然ト議定<sup>サカ</sup>リ稿成テ同八月七日河内守

井上正直ニ進出ス其案左ノ如シ

亞米利加合衆國ニテトルレシゴト

ニキセルレシ

是ルト云チプライン

貴國第八月二十日附第九十九号之書翰落手我

小笠原島ニ在リテ罪を犯セテ貴國民チヨルシ

也ホ由シ我吏人之手ニ貴國神奈川在留コシユル

引渡サシメ山ニ其方放ク吟味浩ク處ニ罪ニ

之ニ差極リテ起を以テ早ク同島ニ可送返極

望ゆる、候被申越委細領兼セリホーッン眾状ニ

儀々最初引渡セシワリコシユル引渡セシ同

島在留外國人口書ニ趣もありテ殺人ニ器を

包藏セシハ相違無ク相聞ヘ殊ニ同人事ハ在島

民人ニをりあひも不直ヨリ二月日今留島ホイ

候ハ不却合を可生見込も有テ傍留島ニ事々

夕  
務  
書

取汁いかぬる方其腹了解有之波右答書如此

并候拜具謹言此

文久三年癸亥八月二日

松平豊前守花押

水野和泉守花押

板倉周防守花押

井上河内守花押

有馬遠江守花押

閣老一覽畢リ同十三日返下因テ今日ノ日附ヲ

加ヘ即日神奈川ナル亞國公使館ニ贈達ス同十

七日再ビ左ノ書翰ヲ来ス

第百六号

千八百六十三年第九月廿六日日本横濱合衆國之

使臣館ニ於テ

濟老中ニ呈ス

余ゼオルジホルトン<sup>L</sup>の一條ニ附テ台下の返翰を

爲子セリ貴國の士官無人島より伴い一人を

事務書

我ダコンシユルに引渡さるり○其罪を犯せしむのハ  
直ニ入牢せしめて罰し多り然れどもホルトンハ  
英國士官の裁許なく無罪とふし許され多り  
彼ハ甚く老く柔弱也此貧しく老弱ふる男  
を若し彼島ニ歸しきる時と悪事を生かべしと  
台下と全く留遠く報告せり此者をコモルトルペル  
リ君より其島ニ残し留め多り而し今彼ハ  
七十余の若ふり○余ハ彼島の住人ホの彼を

悪人ト云へる憶ふる證を見る事を欲す○ホル  
トンと彼島ニ持の物件あり且又彼説に従ハバ  
彼地ニ数多の子供を持てり其子供を彼の惠  
ふる養育を清け皆彼ニ依頼するものあり此  
故ニ日本政府彼を十分ニ罪ありと歸し送  
らる、或は其所持の物件の爲ニ候を與へらる、或  
は余強く憂むを要し若し台下彼を歸し送らば  
又其物件の料をも與へらる時ハ彼等の料を

事務

夕程

清東より帰島を願ふ時ハ余彼を其地ニ送る  
べし然も右の如く余より彼を送り帰る  
時子於てハ其雜費ハ大君殿下の政府より之を  
請い受くべし若し我軍艦彼島に到りて彼を  
守護する處置を為すことを要する時を台下ニ  
於て其事を引受くべきふり恐惶敬白  
日本在留  
合衆國ミニストルレシデント

来翰横文ノ翻譯古ノ如シ其文中ノ旨趣ハホ一

ツン飽迄詐偽ヲ以テ公使及岡士ヲ欺キ一旦三  
士ト岡士立會ノ目前ニテ已ノ口ヨリ罪ノ顛末  
ヲ白状シナガラ今又冤罪也ト訴へ刺へ所持ノ  
諸品ハ携来リ所有ノ地所ハ代價ヲ收領シ沽却  
セシ上ハ些<sup>イカ</sup>モ彼地ニノコシ置モノアルニ非ス  
殊ニ已ハ獨身ニテ妻子アル者ニアラヌヲ數多

夕程

ノ子アリト云フハ迹形モナキ虚言ニテ在島中  
彼カ家ニ居タリシハ前<sup>キ</sup>ニ死去セシ英國人ウリ  
ヨムケレガ子ニテゲレ死去ノ後今ノトーマス  
デベン入夫シタレバ継父アリ實母アリ何也<sup>ホ</sup>  
トツンガ撫育ヲ請ニヤ固ヨリホーツンガ養ト  
ナリシニモアラ子バ惟言ヲ巧テ事情ヲ余義ナ  
クセントノ口<sup>テ</sup>ニテ訴訟僉虚飾ノ妄言ナルヲ  
深く鞠問ヲモ加ヘズ彼が舌頭ニ説キ惑ハサレ

片言ヲ採用テ理ス非ニ控ゲ有罪ヲ無罪ト為ス  
而已ナラズ在斯驕慢無禮ノ書翰ヲ進出スハ政  
府ニ對シ輕蔑甚キ處分ナラズヤ是ヲシモ忍フ  
ベクハ又何レヲカ忍ブベカラザランホーツン  
ガ心術狡黠不正ナルヲ憎ミ島民彼ヲ見ル事蛇  
蝎ノ如シ其ハ前ニ出張ノ官吏ニ訴ヘシ以テ察  
知スルニ足レリ然レバ過ニ條理判然ナラシメ  
ズハ必後害ノ端緒ナルベシト同廿九日返簡ノ

草案ヲ作り二百十一番ト題シ内廻ニ出ス

亞米利加合衆國ニスルレシテント

エキセルレンシー

ロヘルトマチフライン

貴國客歲第九月廿六日附第百六号之書翰落手

被見先般我小笠原島より連越一其方ハ引渡

せ一貴國人ヲルシホルトンニ候ニ付被申越了解セリ

然ルニ書中同人候々我國士官之裁許を以て無罪

と云一許さるゝ趣陳述せらる事ども古夫蹤跡も無

き事子々畢竟在島中ウ井ルレムスニ共ニ一殺人

の器を袖小一我士官を脅さんとの企一不相達

なき宛初我士官より其岡士ニ相渡せ一同島住

民口書不記載せば通りニ譯ふれば我國律不

於く免うるへららさるとのふれと貴國貫藉不属

するとの故條約面不従ひ其方ハ引渡せ一事ニ付

既ニ被申越驚愕ある所あり且同島不數負之

事務書

子供を残り置き多る趣ふれども我國士官を以て  
實地ニ就その民負を検査せしめて不同人後夫  
單身ありて見孫等絶つて之の由聞及へり  
然る小前條子供を残り置しとの儀夫是又我ホ  
之疑惑を以て不り將同人所持之物件之償金  
此方あり附典をへきやう座まるゝ趣ふれども  
素より有罪なるのを召捕ふるも正當の措置  
あり其際小生せし損失を政府より償ふべき

謂きハ有之方故おもいぬれも右償金之儀夫  
断小およいぬ且島氏のホルトンを悪徒と目する  
多しある證を一覽被改度との儀夫前段述べ  
履其岡士に引渡せし島氏口書小頭然多れハ今  
茲小多贅せ及右答書如斯候拜具謹言

文久三年亥八月

松平豊前守  
水野和泉守  
板倉周防守

事務



井上河内守

有馬遠江守

既ニ草案廻ニ出シ衆議スルニ本年四月六日ノ

曉八時過麻布雜色町一向宗

今云  
真宗

西本願寺末麻

布山善福寺庫裏ヨリ出火本堂始僉ク灰燼トナ

レリ當時亞米利加公使同寺ニ寓居シ假ノ公使

館トス然ルニ此祝融アリ公使其火ヲ怪シミ是

必不良ノ浪士等ガ所為ナリト疑ヒ焼亡諸品ノ

代價及轉居ノ失費等ヲ政府ニ於テ償却アルベ

シト逼リ加之以麥一件ノ末一時英國海軍ヲ以

テ襲来ラントスルノ形勢ニ至リ若戦争ニモ及

バ、如何ナル過チアランモ知ルベキナラ子バ

各國人ノ在番スル者暫ク退キテ危殆ナカラシ

ムベシト布令ス此央亞人數名横濱人ヨリ前金

ヲ收領品ヲ不交付ウケトリ  
ワタサズ或工職畔鋏等ヲ雇ヒ其賃銀

ヲ與ヘズ催促スル者ハ嘗リ辱メテ其負債オヒメヲ與

事務書

ヘザルヨリ商人ヘハ金主逼リ工職畔獄ハ其手  
下ノ者嚴促シ殆方向ヲ失<sup>ウシテ</sup>逼来ル者ヲ誘ヒ其居  
館ニ至リ實ヲ示シテ歎談スレ<sup>カレ</sup>氏彼尚不與<sup>アタヘザルノミナラ</sup>耳非  
ズ中ニハ短銃ヲ差向<sup>ニ</sup>已ニ癸ントセシヲ公使ヘ  
ハ已カ不法ヲ益ミ却テ横濱人ヲ暴行也ト訴ヘ  
其應接モ未タ黑白ヲ決スルニ至ラズ在斯矛楯  
ノ最中ホイツルガ事ノミ彼カ罪ヲ責メ理ヲ募  
リ勝利ヲ取ラバ其餘怒ヲ他事ニ移シ彌相枕シ

テ又一層應接ノ障碍ヲ増スベシ然レバ姑ク可  
否ヲ論セズ時宜ヲ揣リテ辨駁スル方急グニ利  
アルベシ然リトテ棄置ベキ勢ナラ子バ彼ヨリ  
迫り来ルハ必然其期ニ至リ又為<sup>セシ</sup>方<sup>スベ</sup>ハ百術アル  
ベシト八月ノ中旬ヨリ九十ノ西月ヲ荏苒同十  
一月十二日果シテ數件ノ回答ヲ進出ス其譯文  
左ノ如シ

外務省

一千八百六十三年十二月二十一日日本神奈川

合衆國使臣館より書す

水野和泉

板倉周防

台下小呈す

井上河内

有馬遠江

江戸に在る合衆國使臣館の建物を焼拂い並に此地に

在る合衆國人を辱しめたる由業より起るは損失の

僕を大君殿下の政府に請求せしめ命を合衆國

大統領より蒙りたり故に敢て台下を以て此清

求むるべき所以の請ふ業に注意せしむ

第件

大約一年前大君殿下上洛の事決定せし比政府

より殿下の帰城するに江戸を退去せしむるに余は

勧め而して其都下に在る使臣館の建物の焼

失後一週日を経るに遂に其主意を遂るに至るまで

頑に退去の事を主張せしむ○外國奉行と合

外務省

せし波毎に此事を遊人う多めいつも其意を以て  
説活せり且此退去ハ余う為ハ甚都合よかる處  
又余う同職等の所ニ在りて好會を為し遊人こと  
愉快ふるべしと云へり○之ヲ及し余ガ江戸の  
質素ふる生計を為し得ざるあり○又大君殿下  
の不在中ハ江戸に在留する事ハ危かるべしと云へり  
又横濱に別宅を構ゆるを以て余う入費大不  
増をう取ら之ガ為ニ生ずる諸雜費を日本政府

第三件

子に掛ふべしと云へり

第三件

第四月子大君殿下の旅始り五月二十三日  
余竹本隼人正と會合し遊人と終日談せり其  
時余江戸を立去ること屬々拒めり然れども余  
神奈川に泊り二週日の留留する事と告げ  
多り是に於て此奉行大約午後六時比使臣館を  
立退れ里而して其翌辰二時比法建物焼失せり  
去年第二月子竹本甲斐守と竹本隼人正余を

訪問し使臣館を建つべき場所を定めたる御殿  
山を廢棄する事ヲ能く談判せり又人々其夕方  
大約六時比立去り而して其翌日二時比英吉利  
使臣館の燒失せしハ注目すべき事なり此燒失ハ  
附火ふりと告知し多れども合衆國使臣館の燒  
失と不慮に云へり○此火事ハ余の居宅より遠く  
隔り多る所より起れり若し火事火附人々の所為  
とされば此の如く遠く隔り多る所より火を附るハ

恭敬懇親の仕方と云ふべし○然れども此火事ハ  
数時前より少も火を用ひたる場所より起れり  
而して士官等及び奴僕等を吟味し且つ其時  
大約五百人の番兵より使臣館を取り囲みし  
いへども政府ハ決して其火事乃ち探根を辨明し  
得ざるべし  
其朝九時比番兵居所の外に於て余の爲めの一  
小屋を配給せり其屋に三室あり其二室を貴

事務

國士官及番兵の爲に用ひた三室に余と使臣  
館の二人と同居せり

第五月三十一日即ち日曜日の夕方まで一週目の間  
余等此に當りて專の上は臥し真ふ不用のおハ  
省きくまべく容易に仕上げ得へき程の十分の  
都合を示し多り

一二の士官の命より余等が馬小鞍を置ききく  
出立の用意せり。余に告多ると余等が直に

江戸を出立すべきを推察したると視へ多り○  
然れども使臣館再建の配を爲さば又余の  
多めを以前の如く十分都合よろしき居留所を  
配せさる内と余と出立せさるべしと述り

第四件

竹本隼人正余に云へるは此事ハ政府於て勘考  
あるニ若し再建に取掛る時と再い焼失せん  
との恐あり依て金を寺僧と共に氣障りなく  
建しむへし然る時ハ誰人も其意を知り得ず

小務

或々考へ得ざるふりに入らざるを以て  
建物を再び破滅す或ハ其造作の妨を為すふら  
んとの政府於之の考ハ何ホの道理ありヤ  
若シ牙五月二十四日の火事ハ不意ヲ起リしもの  
事滅とふさバ實ニ前条政府の考ハ道理ふ  
き事ホリ然れども若シ外國人の江戸ニ在るを  
嫌ひ之を退讓せん計里一人等の所業ふる  
よの澄據あれば其恐もなまホマりし寺僧をして

再建せしむとの決後も智急といふべし

第五件

其後政府より其火難を免せし堂を居留所と  
して急ニ修理せしむしと承諾されし時其  
造作の出来まで神奈川に至りし其地を留る  
べき用意を為せり

第六件

第五月三十一日午後十二時比外國奉行松平石見守  
来りし云へるよし我來るも危き事ふれども政府  
の命より下件を報告せんうため来れり即ち

事務

今夜使臣館を襲えんとて黨を結ぶ浪人大約五  
百人程集りたるこの注進あり依る大君を令し  
て其集りたる場所を取囲ましめ多り政府より  
恐るゝハ若し彼等を捕へる時と他の者も遁去り  
其仲間若ともを失ひ多るを激怒し必らに  
襲撃を爲人と計るふらん若し又臣の如く之を  
盡く召捕ふるとも政府於て之を罰する事難かる  
べし其故ハ浪人の朋友の内より勅もされば使

臣館の人を對して復讐をせられハふりといへり又若し  
余江戸を退去せば政府於て世人を厳しく  
討する事自在ふらん浪人も暴行を爲し政府  
府を勞せしむる故政府と上の如く爲んこの  
積りふりといへり

又其時余が居所全く番兵居所の外にありて防  
御方針届き難き故今夕日本の蒸氣軍艦より来  
る横濱に到るべしといへり

水奇聞



夕  
務  
書

余と政府と報告せし如く其翌日江戸を出立  
せんとの積りありし故是ハ余ヲ出立を火急ニ  
せんとの策ふりしと推察せしハ當然ふるべし  
余午後五時は使臣館を出立し数百人の役人を  
連れて貴國のカノシボート船ヲ乘り多リ  
故に才六月初旬ハ政府より外國人一人も江戸に  
在さざるを<sup>ミカド</sup>御門大君及び京都ヲ集令せる  
諸大名に報告するを得多り

彼威し辱しめ多し而業及ひ民律ヲ背き且江  
戸に在る各國使臣館の安全保護を清合へる  
條約面を破るし事のため政府より浪人等を  
如何にの罰に處せしや  
余と政府とと厳しく取計ふらんと思ふの  
理十分あるふり○此乱暴人を大軍とと取囲  
めり且彼等の復讐を為人とある所のおそ人を  
安全保護するたため遠方の地に至らしめさば

夕  
務  
書

夕  
程  
程

間ハ彼等子罰を施すと甚く不安心ふる程嚴  
しく罰をへくと告られ多り  
其後数日子々此等法人と柔和子々長者  
の根子を為し愉快ふる屋浦子會合し多り此  
屋浦ハ政府の役を勤め年々の手當を受る奉行  
の支配する所ふり  
程の事件を第知し多る時余嚴しく異存を述  
へ多る子其返答ハ大に顔色を稜子々次

件を述へ多り即ち浪人等ハ必しも盡く悪人  
のそ子非ど其中子ハ善人もあれば之を罪を  
るハ宜しからむと

第七件

合衆國の大統領ハ其事件を第知し多る後子反  
覆熟慮し其事ハ一ツの甚しき疑念を生せし  
むると意を決せり即ち使臣館を舟火にて焼き  
しハ改堂の意子々合衆國を仇視ふる趣意子々  
故さらし為し多る也日本政府ハ多分強め此

事務

夕  
務  
省

事を兼知し多事ふれば之を防ぎ得へれども  
黙し居多るハ之を好しとしたりふり

大統領の此決定を為し多ると其後大君殿下  
政府より為し多る最も非常ふる請求を彼不  
言ひ贈る余う書簡を清取たる以前のこと  
ふり○大統領若し貴國政府より清港を領し  
外國人を日本より退れんとする事ある報告及び  
條約所各國より此港を引掛たりめんとする

非常ふる請求を勘弁せむ益し右決定を自から  
信すべし

第八件

大君殿下政府余が江戸を退去するを勧め多る  
所謂と唯余江戸に滞在する時ハ余が對し  
仇を為す者あるを知り余の多難を係しむる  
不甚く恐を懐く故を以てふり○然るときも  
日本政府と大君殿下の臣民より條約に従  
ふを勧めばし却て此首府に一區の安全ふる

夕  
務  
省

往所を守ること能えざる程此現在の條約を破  
り之を由る敵意ある大名等を許し置くを好む  
ふり右の故を以て江戸ハ大君殿下の當否の  
際ハ多難ふらばと述べられども余は勘考ハ  
大子之に及せり衆多の大名京都に集り其後  
者も皆遠くはし因りて余は於てハ却て其安  
全を増えべしと思はる也

京都の評議を固より秘密にして其事件ハ決て  
漏せざるべし○政府より是まで報告する事  
件ハ京都に於て施行せんと欲する處置の一個  
条あり○津門ハ防港を鎖し外國人を拂えん  
事を余一多り

右の如き決断を為さしむる為め十分手強き  
原由ハ大君殿下及び其宰相に於て之を等閑  
小指置くべからば○余は江戸を立退きたるハ  
即ち此原由あるを甘く指置くの處置と云ふ

事務書

夕  
務  
省

べし政府よりハ證據を立右の處置を施さんと  
欲されバ徐々其事を為るを好まざる輩あり  
ハ明白ふり○又頑固粗暴よりハ條約を戻り  
之を破らんと欲して屢々日本政府及條約所  
各國を脅かす者ハ暴を以て事を為さんと  
欲する前條同様の輩ふり○津巖山を舟火より  
外國使臣館を失ひ亞米利加使臣館も同様の  
始末ふり○失火の後余同所を立退らざるとも

粗悪及び殺害の脅迫を為せり而して政府より  
彼令其脅迫を為せる者を賞美せざるとハ  
雖も其者等と失強政府より信せられしこと明  
白ふり

右の如き事件と比較し得べき事を此の全世  
界中に決してある事ふり

此世界の諸国に從へハ政府より彼等の企を  
發見し必し嚴科を處すべき趣を報知せし

夕  
務  
省

夕霧

後一週を経ざりて其殺害の罪人として告知  
せし人子惠を棄るゝハ政府の過失といふ所

第九件

又余台下に次件を回想せしむ即ち久しく時を  
経る初に假し使臣館を嘗むべき約束を為し  
多りしに台下令に至る尚同所にと生命の危  
害ある趣を述べて焼失し多る住居の再管を  
始めざる事

余大統領より使臣館焼失に因り為せる法損

失を償い所をへき金高を日本政府より請求

すべきの命令を蒙り多り

第十件

其故に余此度其焼失の時を當り損失し多る

公私物品の償一萬ドルを余に拂ひ給ふべ

きことを請求せ

且余其火舟人を穿索し出を厳格に勉め

厳しく罰を行はるべきことを請求するの命を

蒙り且又猶豫する事なく余を難し江

夕霧

外務省

戸子帰住せしめ永く其地の使臣館に滞留せ  
べき趣をも令せられ多し此請求を為すに就  
くハ余が以前居留所を直に建造する事を促  
くさば事能はるに  
余又次件を促し合衆國と日本國との間の條  
約と諸事件に就き十分之を遵守せざるべからば  
此事件を以前合衆國の政府より其法はふく  
或ハ之を延し置るる所の也

然るも余は唯其後の償を請求するの命を

蒙り

大君陛下政府大貌利太泥亞政府との和親破  
産んとする時に當り弱を出一て横濱にあり  
日本人を大に恐怖せしめ商人職人奉公人に  
至るまじ皆遁逃し多し  
政府余に告ぐ曰く其主意を誤解されしある  
べし唯若若婦女病人小児等ハ遠隔の地に到

外務省

るへいと勸むべき事然るへいと甚考せし事  
子に此仁惠ふる勧めを其餘の者とも驚愕し  
て遁去る子至りしふるべし○又如何ふる言ひ  
方子因りしや此地の住人全く立去る子至れり  
○又債を乞ふ者ハ其住民の立退うざる前子  
之を兼用し泳さんど欲するハ驚くべき子非  
其故ハ彼者ども立退し後を恐らくハ再び帰り  
来らざるべしと思へるふり且彼者ども假令

帰り来るも彼の債あるものハ必死到るへ  
あらざと思へるふり○其故子平人ハ甚々騒  
動せり又此地ハ大なる擾亂子至りし容易子  
取<sup>鎮</sup>靜むる事能ハす暴行盛りふりし殺傷も  
遭ふ子至はべしとの恐怖を生ぜしも其理ふ  
き子あらざ  
奉行違上所子至ると朝の十時を例刻と定む  
れども其日の午後子未だ出づ来らざる事明

小島

夕



白ふり又此の如き騒動を穏に治めく安心せ  
しむべき處置を少くも為さざればあり○條約  
所各國のコンシユル等奉行を呼出さしめ且其頓  
着ふき事を賤めく談判せし時のに彼の声音  
を聞ルリ而して此騒動一時に止む多り○奉行  
之を甚く容易に取極め多り依く其出く来ら  
ざるハ故さらし為り多る事しし必定平人  
を勝手子騒動しめ之計りたりとの思ひを

起さしめし程容易に静め多り

是故に催令政府ハ此騒動を全く助けさしりしと  
いへども職人ども多勢しし諸所を集り眞実  
借財せし人を催促し或は借財ふき人を借財  
ありと推量しし之をいし強く拂ハしめんと  
るに至るを以て政府於て形着せざるの罪ある  
ふり余既に政府をいし着意せしめし所の三  
箇の要事の事を示めすべし

一商人其先き子立ち一群の人を伴ひて亞米利  
加商人サルン子ル、ロベルソンの家子引き去りて同  
人を其家より引出て横濱裏手の低地子連  
き引き取り○此人この内子を罪人を召捕ふる  
とき子用る鴛口及び鉄鉤を所持せるものあり  
て之を以てロヘルソンを押し進め非道の取扱  
をふり取り○美國の番兵之子出逢て救い助  
ることもふりて其生命を失ふと疑いふ

○其後ロヘルソニ君を斬くの間病子罹り家子引  
籠りたるハ右の暴行ハ益其罪を増し多るに  
のふり  
又一群の日雇人足イ、ラ、ペ、スチールンスの家子行  
き取り此亦亞米利加の商人ふり此一群右の  
家子引き其主人を捕へ去るを打擲し氣絶せ  
る子至れり○其時スチールンと運動も出来ざ  
りて幸子其召せのものを救れり實に此

子奇賞

夕  
務  
目

人ハ召ぎの若の勇氣と忠実ヲ由く其生命を  
全し多るものふり  
又他の一群ラファール、スコエル君の家ヲ至り此人  
の拂ふべき沢もふき金を催促し多り○右一  
群のどのどもスコエル君の妻の部屋ヲ押込  
其間ハ一人内へ送入り机上ハあるを分三百個を  
奪ひ去り多り○スコエル君と其妻宅ニ居其  
安全を心配する多故ハ手荒の處置をふく或ハ

互に血を灌ぐ程の事ハおよそ人事を恐れ  
右の事ヲ就き少くも防衛を為さば里  
仮令右の諸君此人ホへ金を拂ふべきハ苦  
拂ふ事と云理ヲ拒む多るとも此の如き暴行  
其罪を許さべからず○合衆國の士官を常ニ  
米利加高人の受る催促の事ヲ就き其吟味  
ふく多り○曾く我政府出奔し多る亞米利加  
高人の為め二千并を拂いし事あり○日本政

夕  
務  
目

外務省

府と都と違約の事と合衆國の士官へ對して  
愁訴すべき理あらざるを以て○然れども合衆國  
の商人ハ全く其家産を拘るといへども當務の  
約束を遂る為えハハかゝるに其正理をやり且  
自國政府より其生命家産を守護し必用ふる  
ときハ政府の大威を以て此正理をさしむべし  
日本の法に於て大君殿下の臣民の借財を催  
便するに葛口突捧を用ると云ふハ余これを信

する事能はず然れども若し此の如き法もあ  
らば余輩於てハ是手誥の場合に用るとのふり  
とおもへり  
右の諸件起りしより余屬々神奈川奉行に請ひ  
日本人より毎米利加商人へ催促すべき事あらば  
これをコンシユル官乃裁判所へ提出すべしと云へり  
○都と催便し多る事ハ直ち之を吟味し改  
定し貴國士官の満足せしむるべしと聞けり

小務省

夕  
務  
書

ロベルソン君へ對し催促する旨もふく又ロベル  
ソン君も其親友數人へ掛ふべき理ふし○ロベル  
ソンへ對し催促する一条を日本商人より渡さ  
べき品物高價となり多る事よつゝ其商人約  
束をすらするより起り多るものあり○約束  
を固くするの證據より尚並き多る八十幕をロ  
ベルソン君の損失より多る言よりも甚少し○ス  
チールン君ハ並程に定む其地所を地上けせし

むる多め人足をも雇ひ多し○暫く此仕事  
をふし右人は損失ある趣を云出多る事より  
スチールン君も其直限を増し新し約束を  
定めし又人は同様の事を云出多しこれに  
由りて同君復々既し定り多る直限を再い増  
し多し○  
此仕事ハ數日子出来べき旨もふる事數週日  
を経多る事よつゝスチールン君も不快に思ひ

夕  
務  
書

多れども古の人足へ其金を持来るべしと求めり  
是即ちスチールン君の家を靴衣撃せられり日  
の事ふり○スコエル君の家を靴撃しりる人ハ  
固より其職分もあらば唯同君の雇いりる  
日本職人の手先ふり又此仕事ヲ就きスコ  
エル君より何人へも金を拵ふべき事ふり  
余日本政府を以て此諸件ヲ注意せしめり  
とき日本甲斐守之を吟味し其罪人を罰せしめ

しと余ヲ告り○又同人此事ヲ就き書面の  
澄據を我政府ニかくるを暫く延引せし事ヲ  
余ヲ預へり其故ハ余ヲ受けたる事禮の事ヲ  
就る事かあらば其満足を得へし若し又既ニ  
政府ヲ告けりる事ふらハ此等禮ハ速ニ事跡  
多しと大統領へ告しめんう為ふり  
其時神奈川奉行此事件を吟味し其報告を為  
しへしと命を蒙りり○奉行の才一の報告

事務書

子ハ決事既ニ片附多リといヘリ○又奉行妄リ不  
云ふ子ハロヘルソン君を犯し多る暴行ハ唯一時の  
戯れふリと○又奉行罪人ホを助人としていふ  
子ハ其人ニ々ロベルソン君へ金を催促多る多め  
運上所へ連れ行き多るふリと○此奉ハ全く偽  
ふリ其故ハロベルソンを連行多る所々及對し多る  
方角不置○然れとも仮令之を事實と視做し  
右の人ニロベルソン君を何し取扱えどし運

上所へ連行多る多るとも運上所士官ハ  
正き裁判を為さる多るふリ○亞米利加コシ  
ユル官の裁判所ハ罪の有無ニ掲えらば之を裁  
断する格別の裁判所ふリ○然れとも前条ハ  
皆号口実ふリ○英國商人トーママ、エルキリッゲ乃  
證據書子由く次件を分明し多り即ち此商人ハ  
ロベルソン君の住宅の近傍多る多る彼の人ニ子  
目急けらむ且其人ハ再い龍撃せんと企多り

小務

此悪業及び尚又他人をも犯さんとある様子  
あるに由り余も亦日本政府を以て之を注  
意せしめられども其罪人を罰する為め何の  
處置も為さば今日に至るまで罪人等を其候に  
指置ルリ○神奈川奉行此罪人を捕へ右事件を  
十分吟味するまじく取締め置くに及ばず我國  
コンシエルの約束に多り○然るに今之を罰する  
代りとして之を称するを一称事と謂ふに及ばず

スチールン君を就事せしむる人々方今貴國政府  
より當所の水門を造り水を就事仕事の棟梁  
を命せられ多り

商人等々日本政府の正直確實なるを信じて  
當地を来り多るに此の如く辨別なき不良の  
處置に由り此商人等の受け多る損害を大小  
増く多り

故に余右の所記の時を於て亞米利加商人の

事務



受けるる損害の満足として二万ドルを  
余が掛ふと催促す○又余が存意に従い  
彼を撃つる人を取れしを為め最も力を竭し  
之より由る他の暴行をも防ぐべきやう之を刑  
罰を憂すべし

第十件

数ヶ月前万次郎の指揮する無人島より日本  
の鯨船船場所へ帰着し此船へて便船を預ふ  
る水夫数人と衆ある亞米利加人二人を乗せ

あり○此二名は此島を我コンシユルの洞より  
有罪の若くして四ヶ月の入牢を命じ此間を貴  
國の獄屋に囚置り○外き人チヨージホーソンは老  
人にして何も罪なく唯右鯨船へ乗る時小舟  
に乗るに乘り其船中の子ヒストルを所持しり○  
コンシユルは万次郎の許しに依り夫より此若衆  
ふき趣を申渡りり○ホルトンは年八十五  
歳身軀麻痺戦慄し、憐れむるべき老人なり

水務局

○此者ハ千八百五十四年、コモトトルヘルリ子後  
ろ無人島まづ渡来し同所子残され此時より  
聊り田地を耕しし活計を為せるものふり余  
台下子同人を無人島子送り返したまふと  
求め多る子台下此をのき同所子置けば危害  
ある故を以て去らしめ多りと答へ多り○余此  
をのき見られども余が既子其罪科を處置し多  
る外台下子まづ、田舎ある時を費さばは多し

○彼の地面及び其所持の品々皆彼地子あり  
當所子居る衣食等は費え合衆國政府より拂  
らへり○余は此のものを遣い出る事を全く無  
理ふりと思へども若し此島を平穩に保つため  
之を遣出る事要用しし且此島を保つことを  
合衆國政府より兼引せども台下此者より取上  
る家産を償ふハ固より當然の理ふり○台下  
若し直子彼者を送り返されば其償と

事務

外務省

二千ドルラルを余が拵ふべし  
右總高合々三万二千トルラルを今日より三十日  
内を拵ふべし然らざれば余事の模様次第にて  
勝負は此高を増せば  
余が身体使臣館及び我國人を保護するため  
其外於る緊要の時ハ余が指揮を以て合衆  
國の海軍を用ふべしと余が命じられ多し○  
又余大君陛下の政府へ次件を告ぐべしと命せ

られ多し即ち合衆國政府ハ前所記の請求を  
支持し保護するに必要ありと思ふべきハ尚又  
加勢の兵を送るべし

日本政府は此まゝ合衆國を以て自あら  
遠さからしめ且其害を為らるる種々の事を行  
ひ種々の事を行はしめられども合衆國大統領ハ  
之を拘はらば以前の如く常に其自意を以て懇  
親の取扱を為さんと欲せり○然れども若し

外務省

合衆國日本と交るに於て他の諸國と交は如く  
同根子隔意をふさぐに之より由る遂に我自國の  
價と其自り價あるを知らざる存意を示さば  
れば合衆國の日本政府及び其人民一對して  
懇親を證するの廉却る明あらばいよく利益と  
ふるへい  
大君殿下の政府ハ此請求の相當ふるを注意  
し且若し之を拒むべきは不許止指起るべき

事件を避け給ふ人華を望む

日本在留

合衆國ミニストルレシデント

ズルト、マチフライン手記

同十三日閣老河内守井上正直ニ公使ヨリノ来  
翰譯文ニ去ル八月廿九日草スル所ノ返翰案ヲ  
副へ進達ス

事務官

夕  
孫  
君

同十三年陳述所自吾處其五直主父凱中前日來  
備釋文共去廿分所安亦日草及生原身恐陳者  
隔亦無動動家上上之說其言以言其言自能如  
心亦無其本之文子子子子子子子子子子子子子  
同十三年陳述所自吾處其五直主父凱中前日來  
備釋文共去廿分所安亦日草及生原身恐陳者  
隔亦無動動家上上之說其言以言其言自能如  
心亦無其本之文子子子子子子子子子子子子子

無

